



平成 28 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 拓
(コード番号: 7187 東証マザーズ)
問合せ先 取締役常務兼執行役員
経営企画本部長 中島重治
(TEL. 03-5909-1241)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年9月7日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 28 年 9 月 30 日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,042,000 株
② 今回の分割により増加する株式数	1,042,000 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	2,084,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	6,800,000 株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 28 年 9 月 15 日（木曜日）
② 基準日	平成 28 年 9 月 30 日（金曜日）
③ 効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）の効力発生日以降、新株予約権の目的となる 1 株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権	平成 26 年 12 月 12 日	500 円	250 円

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）をもって、当社定款第 6 条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,400,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,800,000</u> 株とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）

以上